

新宿区内で物件を所有しており、
店舗等(テナント)に賃貸している方へ

新宿区店舗等家賃減額助成

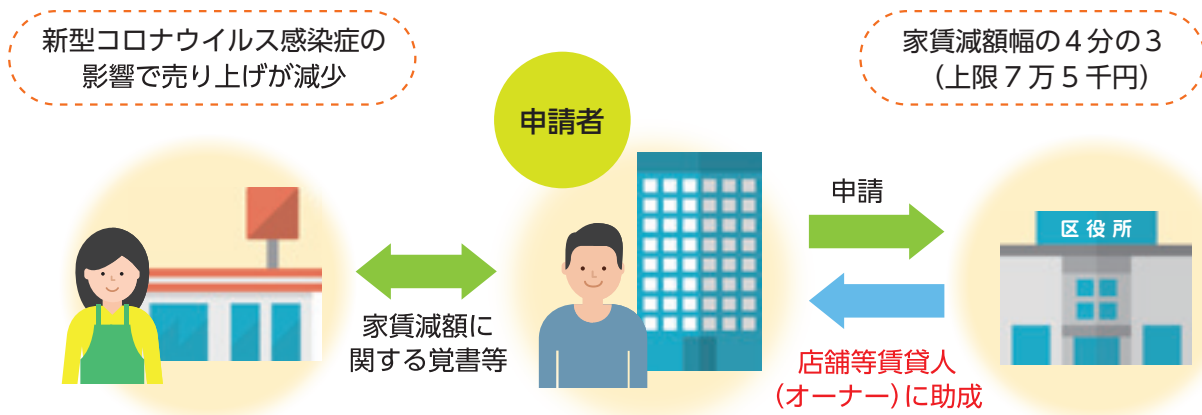


制度の詳細は新宿区
ホームページを
ご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少した
区内の店舗等の家賃を減額した物件所有者に対し、減額した
家賃の一部を助成します。

申請期限
令和5年
2月28日
当日消印有効

制度の概要



店舗等*1 賃借人*2 (テナント)

店舗等賃貸人*3 (オーナー)

新宿区

*1 店舗等…商品やサービスを提供している施設、習い事教室等も対象。居住用物件、不特定の来客の無い事務所、倉庫、駐車場等は対象外。

*2 店舗等賃借人(テナント)…新型コロナウイルス感染症の影響による売上げの減少等

*3 店舗等賃貸人(オーナー)…物件を所有している中小企業者・個人事業主

※要件の詳細は裏面をご覧ください

助成対象者

店舗等の賃貸人(賃借人(テナント)に区内の物件を賃貸している賃貸人(オーナー))

助成額

店舗等家賃を減額した金額の4分の3を助成
1物件・1か月当たり上限7万5千円

対象家賃月 令和4年4月分から令和5年3月分まで
(最大12か月分)

※助成対象家賃には、消費税や共益費・管理費等は含まれません。

※既に新宿区店舗等家賃減額助成決定を受けている助成対象(対象物件における同一月家賃)については対象外になります。

家賃減額幅の4分の3(上限7万5千円)

助成額計算例(消費税・共益費・管理費等は含まれません)

減額前家賃 (税抜)	減額後家賃 (税抜)	減額した 額	減額した額の3/4	助成額
30万円	24万円	6万円	減額した額の3/4	4万5千円
30万円	20万円	10万円	減額した額の3/4	7万5千円
30万円	10万円	20万円	減額した額の3/4	7万5千円

※減額幅の4分の3は15万円ですが、上限の7万5千円となります

申請方法・問合せ先

申請書等必要書類を下記まで郵送(期限間近は大変混み合い、支払い処理に時間を要する場合がありますので、お早めにご申請下さい)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、来所はお控えくださいますよう、ご協力をお願いします。

※必要書類については裏面をご覧ください。

〒160-0023 東京都新宿区西新宿六丁目8番2号 BIZ新宿(新宿区立産業会館)4階
新宿区 文化観光産業部 産業振興課 店舗等家賃減額助成申請窓口
電話: 03-5273-3554 (直通) FAX: 03-3344-0221

5 助成申請額内訳書

物件名		物件所在地	
賃借人名		テナント名	

対象家賃月	減額前の家賃 ※共益費等除く		減額後の家賃 ※共益費等除く		減額した 金額	助成申請額 上限75,000円 100円未満切捨て
	①家賃(税抜)	家賃の消費税	②家賃(税抜)	家賃の消費税	①-②	減額した金額 × 3/4
令和4年	4月分					
	5月分					
	6月分					
	7月分					
	8月分					
	9月分					
	10月分					
	11月分					
	12月分					
令和5年	1月分					
	2月分					
	3月分					
助成申請額の合計 (令和4年4月分～令和5年3月分の合計)						

物件名		物件所在地	
賃借人名		テナント名	

対象家賃月	減額前の家賃 ※共益費等除く		減額後の家賃 ※共益費等除く		減額した 金額	助成申請額 上限75,000円 100円未満切捨て
	①家賃(税抜)	家賃の消費税	②家賃(税抜)	家賃の消費税	①-②	減額した金額 × 3/4
令和4年	4月分					
	5月分					
	6月分					
	7月分					
	8月分					
	9月分					
	10月分					
	11月分					
	12月分					
令和5年	1月分					
	2月分					
	3月分					
助成申請額の合計 (令和4年4月分～令和5年3月分の合計)						

※物件が3件以上ある場合は、お手数ですがこの面をコピーして作成してください。

助成対象者の要件

- 1 中小企業者（法人又は個人）であること
- 2 新宿区内で、家賃を減額する物件の減額する月において2年以上所有していること
- 3 法人の場合は、令和4年4月1日現在、引き続き1年以上、本店（営業の本拠）が新宿区内にあり、かつ本店登記が登記日から1年以上新宿区内にあることとし、本店と本店登記が区内の同一住所地にあること
- 4 個人事業主の場合は、令和4年4月1日現在、引き続き1年以上、事業所（営業の本拠）が新宿区内にあり、かつ新宿区に1年以上住民登録があること
- 5 賃貸人と店舗等賃借人が同一（法人の場合は代表または役員）でないこと
- 6 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が新宿区暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団等」）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと、また、暴力団等が経営に事実上参画していないこと

※賃貸人（法人又は個人）が新宿区に1年以上住所（住所）を有していない場合や、新宿区外に住所（住所）を有している場合⇒上記1、5、6を備えており、かつ新宿区内で、家賃を減額する物件の減額する月において5年以上所有している場合は、助成対象者となります。

※賃貸物件の所有が移転している場合でも、相続の場合や、債権譲渡・債務引き受け等により、現在の店舗等賃借人との関係性を前の所有者から引き継ぎ、かつ事業の継続性を確認できる場合は、前の所有者の物件所有期間を加算できます。

※物件所有者と賃貸人が異なっている場合、法人の登記簿謄本において、物件所有者がその法人の代表又は役員であることが確認できる場合は対象となります。

店舗等賃借人（テナント）の要件

- 当該物件を転貸していないこと（現に店舗等で事業を営んでいること）
- 新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが減少していること
- 今後も継続して、当該物件で事業活動を行う意思があること
- 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団員等に該当していないこと
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者には該当していないこと

必要書類

申請者が、法人の場合			
	チェック	必要書類	備考
1	<input type="checkbox"/>	新宿区店舗等家賃減額助成申請書	本チラシの右の申請書又はホームページのダウンロードも可
2	<input type="checkbox"/>	履歴事項全部証明書（法人の登記簿謄本）	法務局出張所で発行 [現在]事項全部証明書は不可 コピー又はインターネットから印刷したものでも可（登記情報提供サービス） 発行から3か月以内のもの
3	<input type="checkbox"/>	物件の全部事項証明書（※建物の登記簿謄本のみ。土地分は不要。）	法務局出張所で発行 [現在]事項証明書は不可 コピー又はインターネットから印刷したものでも可（登記情報提供サービス） 発行から3か月以内のもの
4	<input type="checkbox"/>	不動産賃貸借契約書のコピー	※以下の内容が確認できるページ ●貸主／借主の氏名・押印 ●月額家賃（税・共益費等を含んでいる場合は家賃本体金額を補記） ●対象物件名・物件所在地 ●契約期間（申請対象月が含まれるもの） ●物件の使用目的 ●契約書内の賃貸人と建物登記簿内の所有者が一致するもの
5	<input type="checkbox"/>	家賃減額を約した覚書等のコピー	（注）貸主／借主の氏名・押印があり、双方の合意を確認できれば様式は問いません。書類が分からない場合は、新宿区が用意した覚書の参考様式を使用してください。
6	<input type="checkbox"/>	申請時報告書	申請する時点において、申請する家賃月のうち既に支払日を経過している場合、必要となります。
7	<input type="checkbox"/>	提出書類確認表	

申請者が、個人事業主の場合			
	チェック	必要書類	備考
1	<input type="checkbox"/>	新宿区店舗等家賃減額助成申請書	本チラシの右の申請書又はホームページのダウンロードも可
2	<input type="checkbox"/>	住民票	住所地で発行 世帯一部、続柄記載「なし」、本籍・筆頭者記載「なし」、マイナンバー記載「なし」 コピー可 発行から3か月以内のもの
3	<input type="checkbox"/>	物件の全部事項証明書（※建物の登記簿謄本のみ。土地分は不要。）	法務局出張所で発行 [現在]事項証明書は不可 コピー又はインターネットから印刷したものでも可（登記情報提供サービス） 発行から3か月以内のもの
4	<input type="checkbox"/>	不動産賃貸借契約書のコピー	※以下の内容が確認できるページ ●貸主／借主の氏名・押印 ●月額家賃（税・共益費等を含んでいる場合は家賃本体金額を補記） ●対象物件名・物件所在地 ●契約期間（申請対象月が含まれるもの） ●物件の使用目的 ●契約書内の賃貸人と建物登記簿内の所有者が一致するもの
5	<input type="checkbox"/>	家賃減額を約した覚書等のコピー	（注）貸主／借主の氏名・押印があり、双方の合意を確認できれば様式は問いません。書類が分からない場合は、新宿区が用意した覚書の参考様式を使用してください。
6	<input type="checkbox"/>	申請時報告書	申請する時点において、申請する家賃月のうち既に支払日を経過している場合、必要となります。
7	<input type="checkbox"/>	提出書類確認表	

※令和4年4月以降に一度申請し、追加で申請をされる場合、内容により、必要書類を一部省略できる場合があります。ご不明な点は、担当までご相談ください。

助成金の支給について

助成決定があったものについて、毎月15日頃又は月末頃に支給します。

申請に不備がない場合、申請から支給までに1か月半程度を要します。

支払日を経過していない等により、申請時報告の提出が無かった分については、助成決定後、店舗等賃借人（テナント）からの減額後家賃の領収状況について、毎月報告をしていただきます。

新宿区店舗等家賃減額助成申請書

年 月 日

新宿区長宛て

新宿区店舗等家賃減額助成について、以下の申請内容に虚偽がないことを誓約し、次のとおり申請します。

1 申請者

事業所名称					
所在地	〒 -				
(代表者役職) 氏名				電話番号	
代表者住所					
業種 (主な事業内容)	業	従業員数	名	資本金	円
申請担当者 氏名				電話番号	
メールアドレス				F A X	

2 申請物件数及び助成申請額

申請物件数	件	助成申請額	円
-------	---	-------	---

3 振込先口座

金融機関名					金融機関コード (4ケタ)	
支店名					支店コード (3ケタ)	
預金種目	<input type="checkbox"/>	普通	<input type="checkbox"/>	当座	該当する種目に <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。	
口座番号 (右詰め)						
口座名義人 (カナ)						
口座名義人*						

※口座名義は、申請者と同一の名義としてください。

※ゆうちょ銀行への振込をご希望の方は、他金融機関からの振込用の店名（数字3桁）・口座番号（7桁）をご記載ください（通帳見開き下の記載内容をご確認ください）。

4 その他の確認事項（該当事項のすべてにチェックを入れてください。）

<input type="checkbox"/>	申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が新宿区暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、暴力団等が経営に事実上参画していません。
<input type="checkbox"/>	店舗等賃借人が当該物件で新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが減少していることを確認しました。
<input type="checkbox"/>	店舗等賃借人が今後も継続して当該物件で事業活動を行う意思があることを確認しました。
<input type="checkbox"/>	店舗等賃借人が転貸事業者ではないことを確認しました。
<input type="checkbox"/>	店舗等賃借人が暴力団、暴力団員、暴力団関係者に該当していないことを確認しました。
<input type="checkbox"/>	店舗等賃借人が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を行っていないことを確認しました。